序

以下は、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書により修正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約（ＭＡＲＰＯＬ73／78）附属書Ⅰ第36規則の規定に基づき油記録簿に記載される貨物油及びバラストに係る作業の項目の包括的なリストを示している。これらの項目は、アルファベット符号で示す作業事項に分類されている。

油記録簿第Ⅱ部に記載するに際しては、日付、作業のアルファベット符号及び項目番号を該当する欄に記入し、要求される詳細事項を時系列に空欄に記録する。

完了した作業については、担当職員が日付を付して署名する。記載が完了したページには、船長が署名する。

ＭＡＲＰＯＬ73／78附属書Ⅰ第２規則５に規定する特殊な運航に従事する油タンカーは、油記録簿への適正な記載について寄港国の権限のある当局により裏書がされなければならない㈱。

油記録簿第Ⅱ部は、油の量について言及する項目を多く含んでいる。タンク測定装置の限定的な精度、温度変化及びクリンゲージは、当該項目における油の量に関する表示の正確さに影響を与えることがある。油記録簿第Ⅱ部への記載は、そのことを考慮すべきである。

事故その他の例外的な油の排出の場合には、排出の状況及び原因を油記録簿第Ⅱ部に記載しなければならない。

油排出監視制御装置のいかなる故障も、油記録簿第Ⅱ部に記載しなければならない。

ＩＯＰＰ証書を保持する船舶については、油記録簿第Ⅱ部は、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語で記載する。旗国の公用語も使用される場合において、記載の不一致があるときは、当該公用語による記載が優先する。

油記録簿第Ⅱ部は、合理的なときはいつでも容易に検査することのできるような場所に備えるものとし、乗組員のいない被えい航船の場合を除くほか、船内に備える。油記録簿第Ⅱ部は、最後の記載をした日の後三年間保存する。

締約国の政府の権限のある当局は、この附属書の適用を受ける船舶が自国の港又は沖合の係留施設にある間は、当該船舶に備えられている油記録簿第Ⅱ部を検査することができる。当該権限のある当局は、当該油記録簿第Ⅱ部の記載の写しを作成することができるものとし、また、当該船舶の船長に対しその写しが当該油記録簿の記載の真正な写しであることを証明するよう要求することができる。このように作成された写しであつて油記録簿第Ⅱ部の記載の真正な写しとして当該船舶の船長が証明したと認められるものは、いかなる訴訟手続においても、その記載が述べている事実の証拠とすることができる。この第17規則の規定に基づいて権限のある当局が行う油記録簿第Ⅱ部の検査及び当該権限のある当局が証明した写しの作成は、航海に不当な遅延を生じさせることのないようできる限り速やかに行う。

注　この一文は、特殊な運航に従事する油タンカーの油記録簿についてのみ記載する。

記録すべき項目のリスト

㈠　貨物油の積込み
1　積込みの場所
2　積み込んだ油の種類及びタンクの識別記号
3　積み込んだ油の総量（追加された量（摂氏15度における立方メートル）及びタンクの総量（立方メートル）を表示すること。）

㈡　航海中に行う船内における貨物油の移替え
4　タンクの識別記号
.1　から
.2　へ（移し替えた量及びタンクの総量（立方メートル）を表示すること。）
5　4.1のタンクは空になつたか。（空にならなかつた場合には、保留されている量を表示すること。）

㈢　貨物油の取卸し
6　取卸しの場所
7　油を取り卸したタンクの識別記号
8　タンクは空になつたか。（空にならなかつた場合には、保留されている量を表示すること。）

㈣　原油洗浄（原油洗浄装置を用いて運航する原油タンカーのみ）
（原油洗浄装置を行うタンクごとに記載する。）
9　原油洗浄が行われた港又は貨物を取り卸す２の港の間で原油洗浄が行われた場合には、原油洗浄時における船舶の位置
10　洗浄したタンクの識別記号（注１）
11　使用した洗浄機の数
12　洗浄開始の時刻
13　採用した洗浄方式（注２）
14　洗浄管圧力
15　洗浄の完了又は停止の時刻
16　タンクは空になつたことを確認した方法
17　備考（注３）

㈤　貨物タンクへのバラストの積込み
18　バラストの積込みの開始の時刻及び開始時における船舶の位置
19　バラストの積込みの過程
.1　バラストを積み込んだタンクの識別記号
.2　開始及び終了の時刻
.3　受領したバラストの量。各タンクにおける積み込まれたバラストの総量（立方メートル）を表示すること。

㈥　クリーン・バラスト・タンクへのバラストの積込み
（クリーン・バラスト・タンクを用いて運航する油タンカーのみ）
20　バラストを積み込んだタンクの識別記号
21　クリーン・バラスト・タンクへの洗浄用の水又は港におけるバラストの積込み時における船舶の位置
22　スロップ・タンクに通ずるポンプ及び管の洗浄時における船舶の位置
23　管の洗浄の後スロップ・タンク又は貨物タンク（スロップが予備的に保留されていたもの）へ移し替えた油性混合物の量（タンクの識別記号を表示すること。）。その総量（立方メートル）を表示すること。
24　クリーン・バラスト・タンクへの追加のバラストの積込み時における船舶の位置
25　貨物油管及びストリッピング管とクリーン・バラスト・タンクとを分離する弁が閉鎖された時刻及び閉鎖時における船舶の位置
26　船内に積み込まれたクリーン・バラストの量

㈦　貨物タンクの洗浄
27　洗浄したタンクの識別記号
28　港又は船舶の位置
29　洗浄に要した時間
30　洗浄方法（注４）
31　タンク洗浄水は
.1　受入施設に排出した。（港名及び排出量（立方メートル）を表示すること。）（注５）
.2　スロップ・タンク又はスロップ・タンクとして指定された貨物タンクに移し替えた。（タンクの識別記号、移し替えた量及び総量（立方メートル）を表示すること。）